池田町新規就農希望者営農指導補助金交付要綱

（目的）
第１条 この補助金は、新規就農希望者に対して営農指導を行う農業者を増やし、新規就農者を育成する環境づくりを推進することを目的とする。

（補助金の交付対象者）
第２条 補助金の交付対象者は、池田町農業担い手育成センター（池田町農業構造政策推進協議会経営部会）の審査を得て新規就農希望者の受け入れを行った、池田町内に住所を有する認定農業者又は認定農業法人とする。

（補助金の交付額等）
第３条 補助金の交付額は月額１０万円とし、交付期間は最大３年間とする。
２　新規就農希望者が途中で就農した場合又は就農研修を辞めた場合又は交付対象者が指導できなくなった場合はその対象月までとする。

（補助金の交付申請）
第４条 補助金の交付を受けようとする者は、池田町補助金等交付規則による事業計画書及び補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。
２ 町長は、前項の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定する。

（補助金の交付決定の取消し等）
第５条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
（１） 虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付を受けたと認められるとき。
（２） 正当な理由なく補助期間内に営農指導を怠った又は営農指導を中止した場合。
（３） 補助期間内に町外に転出したとき(法人にあっては主たる事業所の所在地を町外に移したとき。)。

（補助の期間）
第６条 補助を行う期間は、令和８年度から令和１０年度までとする。

（その他）
第７条 その他の事項については、池田町補助金等交付規則（平成 2 年制定）及び池田町補助金等交付基準（平成 16 年制定）に基づき処理するものとする。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する